

注： 聞き取れなかった部分、聞き違いの部分も当然あるし、訳自体が最も適切な表現ではないとしても、そのまま記述しました。

主観や評価を交えたものではなく、ありのままを可能な限り再現した内部レポートに過ぎません。

内 容

川崎助教授のレクチャー	…… P 2
NY市警とのミーティング	…… P 7
NYマンハッタン区地検の検事とのミーティング	…… P 14
法律事務所 Coudert Brothers とのミーティング	…… P 22
司法省（ワシントン DC）とのミーティング	…… P 28
U.S 法律家協会とのミーティング	…… P 37
量刑委員会とのミーティング	…… P 44
住宅専門金融会社とのミーティング	…… P 53
連邦裁判所裁判官とのミーティング	…… P 59
岩手大会についてなど、訪米団内のミーティング	…… P 43

7月20日

NY (ニューヨーク)

川崎友巳先生 (同志社大学助教授)

「不法勢力」対策とコンプライアンス・プログラム (CP) についてレクチャー

1. 不法勢力対策として

直接向けられる対策 - 暴対法など組織犯罪対策法がその例

不法勢力に被害者に向けられる対策 - リスクマネジメント、被害者保護プログラム、証人保護プログラム

不法勢力の援助者に対する対策 - 企業が被害者であると共に援助者となり得る - 総会屋への利益供与の例 - そうならな
いたための働きかけとしてCP

2. CPとは、法令遵守のための企業の自主的取り組み

個別企業において、古くから、あるいは不祥事が明るみに出るたびに倫理憲章などは宣言されてきた。

これとCPの違い

抽象的に善行などを推進するのではなく、具体的なものであり、企業のセクション毎に、各取引毎に、法令に違反しない様取り組むものである。

そもそも、企業が倫理的行為をするというのは、非現実的であり、お題目にたてまつられがちである。

CPは、善行をせよというものではなく、違法なことだけはするなというものである。ローリスクハイリターンを目指すものである。

そもそもCPは、ジェネラル・エレクトリック社が1960年代に導入したことに端を発しているが、1991年に実施された企業に対する量刑ガイドラインを経て、倫理的な部分が排除された。

3. CPの中味

事前にコンプライアンス (C) のためのマニュアルを作り運用する。

ア. 業種毎に、各セクション、部署、部門毎

イ. 例えば、独禁法なら独禁法違反が起こらないように、談合しないように、

小売に対して販売価格規制をしてはならないというように、危ない類型を示す、そうしたマニュアルを作る。

Cのための人と組織

社長、取締役がCの方針を打ち出すだけでなく、C担当の取締役を選び、専門セクションを作り、Cオフィサーの資格試験なども作り、新法や判例を作り、従業員に対しても同じ情報、意識を共有する様にする。

事後処理

ア．違法行為が発生した場合の被害を最小限に押さえる。

イ．内部通報者の保護システム（help line）を構築する。

事前に処分内容を明確化・定型化しておく

日本ハムの例では、会長の地位はそのままにしようとした。功績があったということで、- これでは責任が曖昧となる。

公的機関への通報システムをしっかりとる。捜査が始まった場合、全面的に協力する。

4．インセンティブ

日本とU．Sとの違い

CP導入には、コストがかかり、その割に利益も上がらない

|

これは、日本もU．Sも同じはずだ

|

違いは導入に対するインセンティブにある

日本では、株価の上昇などコーポレートガバナンスとしてのメリットは現在は、薄い。

この不景気に銭もうけにつながらず、コストのかかるCPの導入などしている場合ではないという意識が弱くない。

しかも罰金は2～300万円だから、何億という利益からしたら必要経費ぐらいの意識すらある。

それどころか、日本はCの中味を社外秘としている。これについて、日本ハムの担当者に聞いたら「クレーマーにあげ足を取られたくないから」などと答えた。Cはトラブルが生じた時、公的機関に示せばよい位の意識しかない。

取締役の善管注意義務の軽減

大和銀行の株主代表訴訟の例

大阪地裁は、C体制 - 内部統制義務があると示しており、Cをしっかりと導入していれば、善管注意義務が減免される可能性を示している。

|

このような方向でのインセンティブがあり得る。

U.S - 企業処罰

自然人に対する量刑ガイドライン - 裁判官の裁量枠がほとんどない - 元来は、裁判官の不信から生じたもの

|

法人にも作り、詳しい仕組みを更に取り入れる

|

罰金額を高額化する。

U.S 独禁法違反 1,000億円の例のある

大和銀行の例では650億円

|

Cを尽くしていれば減免されるというインセンティブで

U.S 司法省

反トラスト法、環境法違反などで、企業がCPを実施していたかが問題となる。

|

場合によっては起訴すらされない。

|

この様なインセンティブとしてCPが取り入れられ、インサイダー取引や、反トラスト法など違法が生じ易い部分から取り入れて行った。

日本でも、株主代表訴訟が骨抜きになっているので、法人の処罰がインセンティブとして問題となっている。

2003年5月5日の日経新聞の第一面で、法人処罰の抜本的改正についての記事が出されている。日経へのリークで、法務省の反応をみたらどうもやる気らしい。

5. 法人処罰規定

U.S - 企業には無過失転嫁責任が課せられる。

代位責任であり、従業員であっても、代表者であっても、個人の違法行為の責任を負わされる。

日本 - 両罰規定 従業員に対する選任・監督上の注意義務違反が処罰の根拠

しかし、東京本社の会社が、北海道の工場の従業員の選任・監督に過失があったなどと本来は認定されることは困難なのに無理やり認定している（注意義務を尽くしたとの証明がなされていないと認定する）現状があり、むしろ罪刑法定主義に反しているともいえる。

そこで、両罰規定でなく、個人の行為を特定できなくても、端的に企業の犯罪を認めてしまっただろうか

刑法学者の8割は反対するかも知れないが
尚、日本は独禁法など、一部の刑罰の罰金額は、外圧により大幅に引き上げられている（5億円など）。

6. 保護観察

前述の日経新聞は、企業に対するプロベクション（保護観察）などを紹介してい

る。

自主規制、CPを事実上強制する。

ところで、U.Sでは保護観察の主体は裁判所だが、日本では三権分立上、刑の執行は行政が行うことになっている。U.Sが裁判所を主体にしている根拠がどこにあるか。

企業に対する保護観察は、誰が担当するのか。

公認会計士等、専門家に委託するということはあるのか。

遵守事項の内容は判決には示されないのか。

CPを実施するなどの内容。

タイソンフーズが政治家に賄賂を贈った事件で、その後同社がメキシコから不法就労者を雇っていたということで、プロベーション違反とされ、最高刑の罰金刑が科されることになった。

7. 不法勢力の援助罪

CPにより、企業が不法勢力との関係を断つということに限界がないではない。

|

そこで、例えば、総会屋とのなれあいは、(現行商法上等規制があるが)当然処罰するという発想

|

不法勢力援助罪の制定の提案

7月21日 AM

N.Y市警 組織犯罪対策部

ボーラー (BOWLER) detective (捜査官)

ラーチャー (THATCHER) " とのミーティング

- ・ボーラー刑事は、建設部門の専門(覚せい剤も扱っている)
- ・警察官に階級は特になく、捜査官は捜査官
- ・N.Y市警の組織犯罪対策部は、ファミリー毎に班が分かれている。
- ・元々イタリア系マフィアが多かった。

ファミリー	Genovese buchese	ルチーゼ
	Bonano	ボナーリ
	Gambino	ガンビーノ
	Colombo	クマンポー

最近ロシアマフィアが台頭してきている。

- ・ゴミ業、清掃業、賭博、建設業、売春などの業種が目立つ。
- ファミリーのコントロールは、労働組合を通じて行使される。
- ・ファミリー相互間は連携している。
- ・ファミリー内には厳しい掟があり、統制している。

Q 外国のマフィアとの連携はあるか。

A ある。イタリア、タイ、ロシア、アルベニア(商品に密輸入)

Q 人身売買はあるか。

A ある。

Q 組織犯罪対策として、特に何が許されているか。

A ・人を監視することなので、監視対象者はリストに載せられる。

監視するには、内部通報者からの情報に基づくことが多い。

・盗聴捜査、例えば労働組合員(マフィア支配の)の使用する自動車、家、組合員の集合場所など裁判所の許可の下で行う。

・コントロールドデリバリー（泳がせ捜査）

・おとり捜査（あまりできないが）

Q コンストラクションマネージャーの制度はどうか。

A コンストラクションマネージャー自体、ファミリーの影響下にあり、むしろ加害者になっているという現状がある。

Q 企業に、ファミリーなどの犯歴情報を開示しているか。しているとしたら、ルール等は。

A 捜査時は開示していない。処罰時に開示する。

Q 事前に開示するという要望はないか。

A 要求は特にない。

マフィア関与は企業が知っている。

ビット（ ）にロスト（マフィアに行ってしまう）を込ませている。

マフィアと上手く付き合った方が、儲かると思っている。

マスコミの記者が、ギャングに関するネットを共有している。

www . ギャングダム.....

ファミリーの関与している会社は子会社をいくつも持っている。

会社名義を妻にしたり、少数民族名にしたりする。

その方が規制が緩やかなことが多い。

Q 日本では、マフィア会社を排除するルールが確立されつつあるが、U . Sではどうか。

A ライセンス自体を拒否できる。

Q 日本では関係しているだけでしばらく排除できるルールがあるが、U . Sではど

うか。

A U.Sでも同じ。監視していて、呼び出し、証言などさせる。

公共工事からは排除できるが、民間は無理である。

Q 特定のファミリーなどの犯歴情報を一般市民に売る会社があると聞いているが本当か。

A 聞いたことはない。

そもそも一般的に公開されているので売る理由はない。

Q 情報は誰が管理しているのか。

A 裁判所である。

Q 裁判所の犯歴情報は誰でも見られるのか。

A そうである。但し、封印されるものもある。

Q どういう場合に封印されるのか。

A 未成年の場合や、司法取引により決着された場合

Q 捜査の手法についてロシアファミリーなど外国人の人間の調査のために、その国の人間を使うことがあるか。

A 盗聴の結果の翻訳などのためとか、その国の文化を理解するために使うことがある。

Q それはバイトか署員か。

A 連邦のチーム、市のチームがあるが、市のチームを優先する。

市のチームのバイトはいないが、連邦のチームには、バイトがいる。

Q 盗聴について、犯罪のある程度の証明がなくてもできるのか。

A 裁判所の許可が必要だが、全ての捜査方法を尽くしても上手くいかない場合にのみ許可される。

人権に対する制約が強いので、過去の類似パターンを示せば許可がおりやすい。

Q 日本のヤクザの捜査にNY市警が協力したことがあるか。

A 自分はしたことはないが、たぶんあると思う。

Q 国際捜査協力としてどんなことをしたか。

国連条約に基づくものはどうか。

A 条約は連邦チームに専ら関係するもので、市警は関係がない。

国際捜査協力については、ドラッグの場合などで、生産地国の中国や香港などと協力したことがある。

今現在、台湾、中国、たぶん日本も関係するコンピューターの偽物の製造・販売組織について銀行などに金の流れについて捜査している。

Q 内部通報者の保護について、そのシステムはあるか。

A ある。

連邦レベルで、裁判までは遠方で保護し、裁判後は、名前等アイデンティティを全て変え、別人として生きる。

内部通報者には、盗聴に協力したり、様々な形で協力してもらうことがあるが、この者司法取引により罪に問うことがないことが多い。

組織の中継ぎして所属したままのこともある。

以上の場合も、記録は封印される。

Q 先程の犯歴情報の開示に期限はないか。

A たぶん期限はない。

以前はコンピューター管理ではなかったもので、古い記録は倉庫の奥で眠っており、事実上開示は困難だったが、現在は即分かる。

Q オルグナイズ、ギャバレーケース、フルトンマーケット、コミッションワースなど色々な事例があったが、その後改善されてきたか。

A 私としては（ボーラー）、1996年に清掃コミッション160社をつぶした。
その結果、料金が下がり健全化した。
もちろん、不正組織は常に新しい参入方法を考えて、狙っている。

Q NYは、20～30年前より、安全になったが、その理由は。

A 捜査人員を増やし、小さな犯罪も徹底的に取り締まる様にした。

Q 日本の報道で、地下鉄の落書きを消したら効果的であったというものがあつたが本当か。

A そのとおり。その他自動車の窓ガラスを停車中に勝手に抜いて金銭を要求する行為や、地下鉄のバーを飛び越える無賃乗車など、小さな犯罪を取り締まることを徹底した。

そうしたら、凶悪犯も減少していった。

特にリリアーノ市長が偉大だったからではない。

Q CPについて市警としては取り組んでいるか。

A NY市警にはCPはないが、建設業界にはある。

Q NY市にCPはあるか。

A NY市にも州にもある。

Q どんな内容か。

A 市との契約をするための優先順位の基準とか、資産税の調査の仕方とか。

Q NY市の人口と警察官の人数。

A NY市は800万人。NY市警には（800人？）

Q 組織犯罪対策で、新たな施策は何かあるか。

A 特にない。今の方法で上手くいっている。

ただ、一つのファミリーが消えても、また新たなファミリーが出てくる。

Q 市警で組織犯罪ユニットの人員数は。

A 500人程いるが、その内覚せい剤の人数がかなりを占める。

Q 組織犯罪の専門官は何人いるか。

A 分からない。

Q 昨日、ヤンキースタジアムで、ダフ屋からチケットを買って観たが、

ダフ行為はU.Sでも犯罪か。

A 犯罪である。

球場から何フィート以上が離れていないと犯罪であるし、チケット代金の何割増かという基準もある。

日本と同じ迷惑行為という分類である。

Q ダフ屋はマフィアが牛耳っているか。

A 日本と異なり、個人が勝手にやっている。

7月21日 PM

NY市の最高裁見学

- ・ 陪審員のセレクションのため100人以上の候補者が、裁判所に缶詰になっていた。

- ・ 法廷傍聴

民事事件で証人の医師の出張尋問の様子が法廷にある大スクリーンや、各陪審員、訴訟関係者の各手元にある小型スクリーンで放映されるのを見ながら訴訟が遂行されていた。

7月22日 AM

NYマンハッタン区地検検事 マネロン及び税犯部門

Ms. Ctilda Mariani氏とのミーティング

- ・ 私は、2000年のマネーロンダリング（ML）の法律制定に携わった。

効力が必ずしも強くない法律ではあったが、成果は上がっている。

NYで商売する際には、州の法律にも市の法律同様、気を付ける必要がある。

州の検事から告訴されることがあるので、注意する必要がある。

市の法律、州の法律、連邦の法律がある。

NY市ではMLの法律改正が最近あった。

- ・ 検事からの質問

Q 日本では、会社は刑法犯で処罰されるか。

A 特別な場合のみ。

Q 今日の目的は、U.Sの法律の理論を日本の刑事政策に生かすためということではないか。

A はい。

- ・ 検事からの質問

Q 日本にMLに関する法律はあるか。

A ある。

MLに関するNY市、州、連邦の法律は、覚せい剤のみならず、多様な犯罪類型について定められている。

会社は、州で申請をして成立するものであるが、連邦、市の法律に従うべきことは当然である。

- ・ NYでは、会社は人物と言われており、NY市の全ての法律を守る必要がある。大切なのは、会社は、黙秘権で守られていないので、指示されたとおりの書類を提出する必要がある。

法律で予めどういう場合に告訴されるか規定されている。

州法では、会社は確定申告、レポート提出の義務があるが、これを怠った場合告訴される。

- ・ 一人の従業員が違法行為をした場合にも、会社自体が処罰されることがある。地位頻度によるが。

営業成績を伸ばすために、客のために別の州に送るという方法で、脱税行為をすることもその例である（再現に自信ありません。）

この例で、会社に責任が直ちに問われるとは言えないが、同じことが繰り返されていたなら、会社に責任が問われることもない。

まだ、従業員の社内の地位が低いからと言って、告訴されないとは限らない。場合によっては従業員と司法取引をして会社が処罰されることがある。

- ・ 会社が処罰される場合の内容について

連邦の処罰は司法省で聞けると思う。NY市は連邦の処罰内容と似ている部分がある。言うまでもなく、身柄拘束などはないが、先ず罰金がある。

重罪で1万ドル、軽罪で5千ドルというのが、一つの基準である。

会社が獲得した利益の2倍という賦課方法もある。

法律にもよるが、証券取引法違反とか、反トラスト法、商法ベースの法律で、利益の3倍ということもある。

税法で告訴された場合、罰金は25万ドルまでである。

罰金だけでなく、被害者に金を返したり、高額な賠償をさせられることもある。

罰金以外に、場合により会社組織にレシーバー（受命人、管理）が会社の中に入ることもある。

元裁判官、元検事、元警備人など潔白な人が裁判官に選ばれレシーバーとなる。スペシャルプロセキューター、モニターとも呼ばれる。

スペシャルプロセキューターという名により、管理されていることがはっきりとする。

会社内部の人間がレシーバーとなることはない。

非営利団体が調査され、弁護士が（以下不明）

どのような処分内容となるかは、会社の規模、違反の内容と種々の要素から決まる。

- ・ イタリア人のパン屋が価格カルテルにより反トラスト法で告訴されたことがある。

脅迫もあったが、脅迫罪でなくても、反トラスト法での告訴は、値段設定がなされていたからである。

罰金は会社が、100万ドル、個人が5万ドルで、そのグループは解散することになり、そのことは公告（広告？）で公表された。

会社が有罪になった場合の、罰金以外の制裁である。

- ・ 会社が告訴されることの持つ意味について

有罪になる場合、従業員が逮捕され、書類が押収され、営業が事実上できなくなる。

詐欺やインサイダー取引で有罪となった場合、株主からも訴訟が起こされることにもなり、賠償責任も負わされる。

役員が外国人の場合、国外追放されることもある。詐欺で被害額が1万ドル以上あり、故意犯の場合である。

また重要なのは、必要なライセンスを剥奪されることになることである。

州法の方が連邦法よりも規制が広範囲に渡ることもある。

また、例えば弁護士やホテル、外国銀行のライセンスを失うことになる場合のあり、商売ができなくなる。

ボンドを買う機会ができなくなることもある。

政府との契約ができなくなることもある。

病院や医師の資格を失うこともある。

5年前にクリントン大統領が、ドラッグの利益を受けた会社は、U.Sでは商売ができなくなると宣言したことがある。

- ・ 日本の会社がCPを作る場合などに、弁護士が気をつけるべきこと
証券取引におけるインサイダー、反トラスト法、知的所有権、保険詐欺、税金犯罪（市・州・連邦）
- ・ コーポレートガバナンスに関する文書で、あまり触れられていないのがML
普通の会社がMLをしてしまう例
（急に話題が飛ぶ）

検事の質問

Q 日本の会社はほとんど国際ビジネスをしているのか。

U.Sは広いので、国際ビジネスをしていない会社も多いが、日本はどうか。

A（不明）

- ・ 会社を処罰する必要性について
ギャング、ファミリーが会社を経営する様になった。会社として取引活動をする様になった。
- ・ 日本としても、世界に対し、日本の市場はきちんとしていた方が、よ
いはずである。
弁護士なら分かるが、多くの仕事では信用が全てである。
アルカイダや小さなテロ組織と会社と作って悪事を働く。
- ・（MLの話の続きか？）
会社が非営利団体に寄付をする際、その非営利団体をよく調べないと大変なこ
とになる。
会社や市が取引していた相手方の会社が、実はマフィアなどに支配されている
ことをある日突然知ったとき、どうしようもなくなることがある。
しっかりとした会社のマネージャーが空ローンを組んだりして、MLに参加し
ていたこともある。
- ・ 私達はアンダーカバー捜査として、ショッピングセンターを設立したことがあ

る。

MLをする客を摘発するためである。客は慎重に選んだ。

MLをする者は、ドラッグによる金を壁の裏に隠したりする以上に賢くなってきている。

送金先はMLする者の指示に従ったが、私達は、送金した金の80%はちゃんとした会社を送っていた。

私達はこの会社をブラックマーケット (black market Peso Exchange) と呼んだ。

コロンビアとの為替取引をした時の手数料や税金から免れるため、その取引を隠すために利用していた。

証券会社には悪気はなかったが、U.Sからコロンビアへ多額の金を送金したことになってしまった。

2年間で800万ドルの金をロンダリングした会社もある。

この金は証券や生命保険の購入に使われた。

- ・ 私達の調査は、何万ドルの内の5%だが、額が高ければ1%でも大問題になる。
- ・ 会社とMLについて気づくことは、できるはずである。
送金ばかりとか、トラベラーズチェックで払うとか、そういう事態が多ければ、怪しいと気づくべきである。
- ・ MLの調査対象となった会社には、日本の会社もあった。
- ・ ある会社では、税金の詐欺で告訴されたが、この会社は、従業員は全て家族で、給料や他の税金をしっかりと払っていたが、所得税の申告のみをしていなかった。
他の会社の申告で発覚した。

Q 法人ではなく、権利能力なき社団の場合、会社の処罰はどうなるか。

A 組合理論を媒介に、個人を処罰する(？)

- ・ 何度も繰り返すことにより軽罪が重罪になることがある。
頻度から意図が見抜かれるし、警告後もなされたということから意図が推認される（意図 故意？）

- ・ 連邦法は量刑基準がしっかりしているが、州法は裁量の幅が大きい。

・ 検事からの質問

Q この様な研究をしている理由は何か。

A 日本の暴力団が企業に関与してきているから。

- ・ 税法を効果的に使うべきである。
- ・ 例として、ロシアの移民グループが保険詐欺をしていた。
怪我がないのにあったと申告していた。グループはマフィアに支配され、マフィアを怖がっていた。グループの個々は、情報は遮断され孤立化させられていた。
- ・ 金の行方ありかを調べるのが重要である。
あるマネジメント会社を調査したところ、900万ドルを扱っていたのに申告していなかったので、告訴した。

Q 会社の処罰として、レシーバー（管理人）を定め、会社に派遣するというものがあつたが、それは判決内容としてなされるのか。

A 書面に書かれる。司法取引の場合、契約書に記載される。

Q レシーバー（管理人）は、何らかの指示をする権限があるのか、監視するだけなのか。

A 場合による。犯罪内容・態様による。

清掃業者の例では、有罪判決後、管理人の規模が大きくなり政府の機関となったことがある。

没収手続きの場合に、それが済むまで管理するということがある。

- ・ M L についての提案

法律を作ったの実効性がない場合があるので、効果的な法律を作るべきである。

訴訟費用、調査費用等すべてを犯罪者に負担させる様にすべきである。

没収した金が捜査費用等に充てられる様にすべきである。

疑わしい取引につき、知った税理士、会計士に申告義務を課し、責任を解除できるシステムを作るべきである。

Q マフィアから防衛するための企業としての有効な C P は何か。

A 支払いに関する管理システム。どこから金が出ているか、分からない様ではだめである。

第三者小切手は、U . S では原則だめである。

危ない会社は、自分のローン会社で M L をしている。

Q マフィア関連の会社の情報は流通しているか。

A きっちりとしたものはない。

Q 昨日、N Y 市警で聞いたところによると、裁判所で犯歴は分かるし、新聞記者のネットがあるということだが。

A 相互の情報交換が重要である。

- ・ 不正組織に対しては、盗聴が非常に重要である。

またアンダーカバーの調査の重要。

科学捜査も重要。例えば、小切手の印字が同じか否かなど。

コンピューターによる分析も必要である。

- ・ 検事の質問

Q 日本で盗聴捜査は許されているか。

A 一定の場合に許される。

- ・ 検事に令状を出す権限が与えられることがある。

ただ、なかなか与えられない。できれば強い権限を付与して欲しい。

- ・ ヒューストンの法律事務所が作った（不明）

Q 会社のレシーバーシステムは最近始まったことか。

A 15年前位からである。

7月22日 PM

Coudert Brothers, N Y (国際法律事務所)

Barry Metzger 氏

150年の歴史のある最も古い法律事務所

外国資産家、U.S投資家が外国に投資する場合のアドバイス等が主たる業務

U.S、日本、EUの様々な会社の代理を務めている。

今日は、U.Sのコーポレートガバナンス(CB)の改善について、別のパートナー二人から話しをしてもらう。

Barry Metzger氏は、銀行やファイナンス関係を担当しており、5年前にU.Sに帰ってきた。その前は香港などに25年位いた。

アジア開発銀行の顧問弁護士活動と、佐藤みつお氏と一緒に仕事をしたこともあった。

アジア開発銀行の仕事をしていた時、アジア危機でCBが注目された。

韓国政府のCBのアドバイスや、OECDのラウンドテーブルにも参加した。

日本のCB策定にも興味を持っている。

・今からの講師

Jeffrey E Cohen

Carol B. Stubblefield

マリリン・セルビー大越

・ JeffreyECohen

証券関係の仕事

エンロンのスキャンダル CB、情報開示に関する不正(詐欺)

未だ政府機関は解決中

NYの証券取引所、ナスダック、NSD(国際証券取引所)

一番大きな成果は、Sarbanes-Oxley Act(SO法)を作ったこと。

・ SO法について

CEO/CFO certification、dislosure control
.....

全ての記録を証明すること.....

Audit Committee

監査委員会
.....

- SO法を立法した際、CEOとCFOの両方を証明することを要求し、.....

⋮

(SO法に関する冒頭部分は、記録が不十分でした。

「U.S. Securities Advisory The SO法 of 2002」

という頂いた資料に載っているかと思われます。今後照合を進めます。)

⋮

一番重要なのは、CEOとCFOに圧力をかけ、情報を開示させる環境を作ること。

- 会計監査コミュニティのための要件

U.S.上場会社は、独立した監査コミュニティがない場合、上場を継続できない。最も重要なのは、監査人はCFOの管理にあったが、会計監査人は、外部の人で、CEOではなく、外部監査委員会のコントロールにあるということ。

- 他の重要なSO法に関する点は、弁護士の特別な義務である。

通常は、違反行為をマネジメントに通知すれば、弁護士の責任は終了するが、このSO法では、弁護士に対して通知のみならず、マネジメントが適正行為を取る様、独立した委員会に通知する義務まで規定している。

この規定は会計士の規定と似ている。

- ECCの提案では、弁護士が適正な行動を取っていない場合には、連邦証券取引委員会に通知されるというのがあった。

弁護士は、自分の顧客の秘密を守る義務があり、外部にこれを知らせるという

ことは微妙な問題を含んではいるが。

ECC の提案では、ECC 監査委員会に通知する義務が規定される予定である。

弁護士が ECC に通知をするのは、内容を告げるのではなく、辞表を提出するためである。

そこで、「うるさい辞表提出」と呼ばれている。

- ・ 以上の（3つの？）要件は、適正な情報開示のためである。
殆ど取締役を信用していないというところから始まっている。

Q 弁護士以外の者が通知した場合、地位は保証されるのか。

A 他の人も保証される。

Q 日本の弁護士にも、米国の証券に関して、同様の通知義務があるのか。

A たぶんない。弁護士責任に関する部分は、適用ないのでは。

U・Sの弁護士と共同作業の場合は別だが。

- ・ Carol 氏のレクチャー

コンプライアンス（C）イシューについて

一般的傾向として書面化すること（formalization、documentaiton of procedures and codes）

カレンダーを作り、いつどんな報告書を作るか、チェックをし、役員会で検討させる。

- ・ 重要なのは、会社の環境を変えること

ジェフの話にもあったが、COとCPOには開示の責任がある。

会社の環境を、コンプライアンスに適合させるため、Cはフリーサイズではなく、各会社に合わせて作る必要がある。会社の規模・状況・内容による。

例として、クライアントでも簡素化したものを望む会社もある（？）。

- ・ 内部と外部の Whistle blowing（告発者）について

SO 法は Whistle blowing に報復することを犯罪としている。

連邦法上も犯罪とされている。

問題なのは、従業員は秘密を守る義務がある。

(SO 法によれば?) 会社は書面化した行動のルールを書いている。

しっかりとした意図に基づいていれば報復されないと規定されている。

通知する手続・スタッフが定められている。NY の証券取引所の規定にもある。

- ・ Whistle blowing の例

一般的手続

- ・ 誰に対して通知するか、誰が調査するか、調査後内部でどんな処理をするか。
- ・ 従業員の調査方法
- ・ SO 法の監査委員会の手続、U . S 上場会社の従業員が疑念を抱いた場合、秘密裏に調査すればよい。

外部のプロバイダーが、無料の電話番号を提供し、そこに従業員が電話をし(書面による方法もある)、プロバイダーが会社の誰かに通知をする。

通知を受けた会社の担当が、外部の監査委員会に通知するか、内部の弁護士に通知するかを決める。

他の方法としては、インターネットアクセスがあるが、但し、匿名性についてはよく分からない。

小さな会社には、提案箱などがある。

- ・ 従業員への手続の開示も必要
会社のウェブサイトで知らせる。
従業員のルールブックに記載する。
従業員に書面を郵送、又は掲示板に掲載する。
- ・ Whistle blowing の目的が重要

個人的な恨みをはらす、金儲けのためなどの目的を見分けることが重要である。

- ・ 政府との関係で、違反契約の何%かを従業員がもらうことができる場合もある。
CGの場合（会社の場合）には、告発者に金を出す会社は先ずないが。
- ・ COとCFOは、年間のレポートを認証する（される？）必要があるとジェフは言ったが、特に内部の会計ルールを守る必要がある。
年間のレポートに開示する必要がある。
内部コントロールというのは、会計準則等のことである。
- ・ 認証について
全ての場合がそうであるが、従来取ってきた方法から不足な点を探すこと。
年間のレポートについて、十分に時間をかけて作成すること。
役員・内外の会計士とのミーティングが増えている（増やす？）
COとCFOの認証については、各関係者からしてもらうことが必要。
自分のブランドに関し、COとCFOに認証している（？）
- ・ 内部コントロールについて
不足分を探す。
外部のアドバイスを聞く。
software packages（？）
書面化について
ECCの考え方では、ポリシールールを書面化することである。
どんな書面が必要かは、現在検討中である。

Q Wbについて

違法に限られるか、不適当な場合も含まれるか。
マスコミに突然公表した場合も、保護されるか。
どれくらい密告があるのか。

A 違法にかぎる。

保護されない。(ジェフは保護されると言い、意見が分かれた)。手続違反で解雇される可能性がある。

今のところ、自分らのクライアントからの通知はない。

- ・ SO法ではなく、セクハラを密告した場合も当然保護される。

ジェフリー氏

アジア開発銀行では、かなり正しいWbがなされていた。

匿名が重要である。

特に国民性にもよるが、インド・パキスタンは顕名が多い。議論が好きだからか。

大越さん

- ・ 大スキャンダルではエンロンと？以外は、会計に関する不正である。
- ・ 独立した経営陣が大切？
- ・ 取締役の責任は一層重くなっている。
- ・ ドイツの会社は、U.Sでは上場をやめている。

プリンシプルベースが？

- ・ ECC 外部の会計士のルールが変更になる。弁護士としても仕事が増えている。

7月24日 AM

Department of Justice (司法省)、ワシントン D.C

Brevce G. OHR 組織犯罪、不当要求行為対策課 課長とのミーティング

- ・ 州法違反関係には関与できないが、連邦法関係では関与する。
人事権を持っている。
- ・ 訪米団長あいさつ
日弁連のアンチラケッティア活動のメンバーとして来ました。
最近の特徴として、実体が見えない 経済社会に浸透してきている。
というものがある。
様々な手口及び捜査手法について、日本で参考にできるとよい。

OHR 課長

組織犯罪対策について、日本で取り入れられるものがあれば、是非取り入れて下さい。

歴史に蓄積された上で、できあがった対策であり、全て首尾一貫していない部分もあるがご容赦下さい。

- ・ 組織犯罪は実体が不明瞭であること、適法な取引に浸透してきているということとは、両国で共通している。
- ・ 組織犯罪について、U.Sは、移民から構成されている国であり、ほとんどは他の国のルーツがある者に構成されている。
過去、いくつかの波に乗って、大勢のグループが移民してきているが、その一部のグループが犯罪集団となっている。
- ・ 我々の言う通常の犯罪組織グループは、19世紀後半、南イタリア・シシリー島からの移民から始まっている。
その当時のイタリア政府は、独裁的で厳しい状況であった。

そのため政府に対する信頼がなく、家族や個人間の結びつきを大切にし、秘密結社化していった。

法を信頼せず、法と無関係に自分の家族を保護し、自分らの利益を確保した。

- ・ 従ってU．Sに移民してきた時から、法ではなくラコスノコスタ（自分達の信念）をひっさげていた。

これらのグループは、U．Sで力を持って来た。イタリア社会内の犯罪組織から、U．S社会内で暗躍を始め、労働組織を乗っ取り、清掃業、運送業、建設業、ドラッグ売買などの事業を展開していった。

労働組合を汚職するのみならず、警察、検察に賄賂を贈り、腐敗させていった。

組織が大きくなりMLをしながら、ラスベガスのカジノなど合法活動に投資していった。

- ・ 当時のU．Sの法執行当局は、ラコスノコスタなどのグループの危険性を十分に認識していなかった。1950年代～60年代ぐらいまで、認識が不足していた。

その後、組織と戦い出した捜査機関は苦戦した。

本当の主謀者の所在が不明であった。ボスを訴追するのは難しい状況にあった。

実際に犯罪を犯した者を検挙し、その者がガンビーノ、ジュノビーノなどに属していても、親玉に届くことはなかった。

- ・ 1960年代の終わりに、議会に圧力がかった。組織犯罪と効果的に戦える立法をしろという圧力であった。

組織に属しているだけでは処罰はできない状況であり、他方、憲法修正第1条では信教の自由、表現の自由が保障されており、結社の自由も保障されている。

しかし、立法側としては、組織の犯罪は、他の犯罪とは性質が異なるということを法律上示したかった。捜査をより深刻で、困難な状況に陥っていたからである。

以上がリコ法の根底にある考え方である。

リコ法には様々な犯罪類型が列挙されており、既に犯罪とされているものも列挙してある。

ここに列挙されている犯罪の2個以上が繰り返された場合、組織犯罪としてのリコ法の適用となった。

エンタープライズの1つとして犯されたこと、2つの類型にまたがっていることがパターンとされる。

リコ法は、刑罰が通常より重い。

- ・ しかし、本当にリコ法の価値は手続上のものである。

リコ法の手続上、多くの犯罪を1つの手続で訴追することができるのである。

通常は、1つのトライアルの中では原則1つしか訴追することができなかった。

もし1人の犯罪人が10年間にいろいろな犯罪を犯していたとしても、通常なら全部をまとめて訴追することはできない。

その理由は、陪審員に対して、いろいろやっているとの予断を抱かせることになり、被告人にとって公平でないからというものであった。

しかし組織のメンバーとして、行動していたことが証明できればリコ法の適用となった。ある人が長年にわたり他の人と犯罪を犯しているということが証明できればいい。一緒に話しをしている写真を見せればいい。組織のためにやっているということが、分かればよいというものである。

重要なことは、同じ特徴を使って、犯罪エンタープライズの親玉を訴追することができるということである。

同じ犯罪状況の集積を捉えてリコ犯罪として、親玉を訴追できる。

- ・ リコ法の有益な点2つ

リコ法それ自体で没収が可能である。

他の行為の影響力の源となっていることが根拠になっている？

被告人が経営していた事業の没収できるし、犯罪に直接かかわりがなくても没収できる。

広範囲に渡り、強力な法なので犯罪者がリコ法を怖がる。

司法取引により、被告人は検察側の証人となり被告人自身の罪は軽くできるし、ボスを摘発できる。

ラコスノコスタにいるかなり高い地位の者も寝返らせることができる。

|

組織の内部から崩壊させられる。

証人協力さえ得られれば。

- ・ 通信傍受
- ・ おとり捜査
- ・ 潜入捜査

以上の捜査手法の相互利用・補充により、よりパワーアップする。

- ・ 事前質問に答える

Q ラコスノコスタの訴追数

A 2000年76件

2001年81件

2002年76件

FBIがリコ法以外でも検挙している。

ラコスノコスタの訴追には、捜査に2～3年、起訴して有罪となるまでに1～3年かかる。

Q 組織犯罪に対する効果的な対策になると思うか。

A 全体的に見てそう思う。

- ・ リコ法が通過した1970年代だったと思うが、U.Sにはニューヨークの5つの組織を含め、全体で22～23のファミリーがいたが、大がかりな起訴は、80年代までなかった。

捜査機関が、リコ法を理解するのに時間がかかった。

しかし、その後ラコスノコスタの小さなファミリーのほとんどは壊滅させた。

小さなファミリーの一部は、まだ残っている。また、大都市ニューヨークのマ

フィアの5つは、強力であるが昔に比べると弱くなっている。

5つのファミリーの親分は、みな、身柄を拘束されている。

刑務所か裁判中である。

よって、親分同士の会合は、長年行われていない。

以前は、全国で組織のネットワークがあり、話し合いが行われていたが。

NYの中堅レベルのマフィアは、親分になるのを怖がっている。

監視され、盗聴され、2～3年以内に訴追されることが目に見えているから。

- ・ また、いくつかの業者をラコスノコスタから取り上げた。

ラスベガスのカジノ、NYのウォール街の建設会社など。

更に重要なことは、本来合法的な労働組合をマフィア支配から救ったことである。

1968年に連邦会議において、全国規模の4つの労働組合が、ファミリーによって支配されていることを明るみにした。

労働組合

チームスター（トラック）

レイバランス（建設業）

ホテル業

ロングシャーマン（港湾）など。

ファミリーの暗躍は、1964年以来のリコ法を使って押さえることができた。

- ・ 民事のリコ法は、刑事のリコ法と似ている。

民事介入暴力（ラケッティア？）を証明する必要があり、その証明ができなかった場合、民暴は続くことになる？

民事のリコ法を使う場合、差し止め命令をしてもらおう。

労働組合のケースでは、マフィアを労働組合から除名することを、裁判所は命令できる。

マフィアが除名された場合、他の労働組合員と接触することを禁止することも、裁判所の命令で出してもらえる。

労働組合を本来の姿にするため、連邦検察官が、組合を運営し、クリーンな姿

の戻した。

我々は、民事のリコ法を4つの腐敗した労働組合に適用し、1つはローカルの労働組合を、3つは全国レベルのトップを起訴した。

そのうち、訴追をせずに済む事態も生じてきた。労働組合は、我々の動きを分かっていたので、訴追せずとも、我がチームを労働組合に派遣することに同意し、サインをするようになったのである。

- ・ 1960～70年代、年金基金をチームスターが何十億ドルも使っていたことがあったが、排除することができた。

今では、チームスターもマフィアから取り返すことができた。

事前質問

Q 民事のリコ法を適用して、民間の個人が没収したことがあるかという質問について

A 民間の個人も訴訟をリコ法でできる。

民間の個人は、民事没収はできない。しかし、被害を受けて訴訟すれば、被害額の3倍の請求ができる。

Q 異なる当事者が証拠を収集できるかという質問について

A 民訴法に従うことになり、証言録取書の要求などができる。

- ・ 刑事訴追なら、大陪審員の証人喚問ができる。

しかし、民事のリコ法では、ディスカバリーの手続きができるだけである。

Q ある者が、リコ法1964条(a)によって、連邦地方裁判所から活動を制限される旨の命令を受けているかどうかを、私的取引の相手方である私人が知る方法について

A 差止命令は、公的記録なので、裁判所が入手でき、インターネットでデータベース上、入手できる。

差止命令が民事リコ法上出していない場合、監視人が任命され活動を報告している。例えばマフィアが港湾の使用禁止の命令に反して使用していることが監

視人から発覚すれば法廷侮辱罪が適用される。

法廷侮辱罪の罪は重い。

Q 捜査方法として効果的なもの。

A 通信傍受

おとり捜査

電子監視

一旦起訴された場合の司法取引

- ・ F B I がこれらの色々な方法を取りまとめて、捜査のエンタープライズ理論としている。

捜査計画

捜査方法の確立

(トップ捕獲のための)

- ・ 実践的な捜査においては F B I がアンダーカバーを使うことがある。証言は嫌だが情報提供ならいいという者がいる。

- ・ ある者がゴミ捨て場を所有しているが、実はマフィアの一員であるという通報がもたらされた。

そこでは、盗難車を解体したり、覚せい剤取引などがなされていた。

そこで、証拠収集のためアンダーカバーをすることになった。

潜入員が、ゴミ捨て場所有者と取引をする。電話があるかを探り、あれば通話内容の傍受はだめ(この段階では?)だが、相手方を特定する。

そして、犯罪者が相手方と特定されたなら、内容の傍受ができるようになる。

更に潜入員は、他の潜入員を紹介し、違法取引をさせる。

同時に通信傍受で、新たな潜入員が疑われていないかも分かる。

- ・ 別のケースで、2～3年前、NYのクィーン地区で、アンダーカバーとしてゴミ捨て場を経営した。

車泥棒を摘発するためであった。マフィアが来て所場代を払えと言って来たのであった。

アンダーカバーの捜査員は、怖がるふりをしながら、録音など証拠収集活動をした。マフィアが2人の人間を送ると脅している証拠が収集でき、親分も処罰できた。そのマフィアが経営していた収益性の高い、車のリサイクル会社も没収した。

- ・ 通信傍受をしている際、他の容疑者が出てくれば更に通信傍受ができる。対象の電話も増えていく。

Q 組織犯罪が外国人によって犯された場合の、効果的な捜査方法

A 特にはない。ただ、違法滞在の場合、別の容疑が重なるだけである。

Q 捜査の際、他の機関との協力について

A 絶えず生じる難しい問題である。捜査機密との関係などが微妙。

しかし、強力の必要性は認識している。

Q マフィアの前科情報を公開することはあるか。

一般人が知ることができるしくみはあるか。

A もちろん、有罪判決は記録になっており、閲覧は可能であるが、マフィアの情報それ自体を公にすることはない。

大物マフィアなら報道される。

性犯罪者は、州及びインターネットのサイト上分かる様になっている。

マフィアの情報については、マフィアは人気が高く、かっこよく思われているので、これ以上公にして人気を高める必要はない。

Q 犯罪歴は裁判所で公開されるか。

A 一般の人が見ることができる。

Q 日本では共謀ただけで処罰ができる共謀罪の立法がなされている。

共謀の証明は難しいか。U.Sでは先程の要件が全部揃わないとだめか。

A そうである。

- ・ 組織犯罪における共謀罪は、1つの共謀があっただけでは、親玉の立件は難しいので、リコ法の方が効果的である。

捜査方法としても、全部を用いなくても効果のあることもある。

- ・ ただ手法として、司法取引は非常に力強い。

NYのギャング(小者)で、街角で取引しており、通信傍受もアンダーカバーも無理な場合など、その小者に上を唄わせ、さらにその上、またその上という方法が有効であった。1990年代初頭の殺人が増えていた頃に効を奏した。

- ・ 司法取引というのは、ただ罪を軽くすることではない。

まず、すべての罪を認めさせる。例え終身刑になってもそうさせる。

その後、他の人間について証言させた後、本人の量刑において、罪を減じる様、裁判官に頼む。

被告人の頭の上にハンマーを置いた状態である。

Q 労働組合への人員の派遣は、裁判所が命じるのか。

A リコ法1964条 差止命令

ルール56規制で命令し、その中でモニターを選任し、期間・報告日などを決める。

- ・ 判事の権限は強く、公平裁判所の司法官(?)からきたもの?
- ・ 誰でも命令を要求できる?

7月24日 PM

A B A (法律家協会) ワシントン D . C とのミーティング

担当 Howard W Gutman (弁護士)

Jay Kelly Wright (弁護士)

Robert S Litt (弁護士)

Christopher D Man (弁護士と検事)

Christopher

- ・ 企業対象暴力の態様は日米では違うであろう。
U . S では、公開企業が組織暴力の影響を強く受けているということは殆どない。
ギャンブル、清掃業、建設業に影響はあるが、公開企業で影響を受けているとしたら、労働組合に関してである。
ただ、意図しない結果として、公開企業が巻き込まれるということはある。
- ・ リコ法は、組織犯罪のために作られたのであるが、一つの法が他の問題に使われることがある。
民事上の組織犯罪以外の不正に対して適用されることが往々にある。
また法については、悪用についても考える必要がある。
- ・ 企業内部で、組織犯罪の問題はあまりない。
コンプライアンスとしての会計処理の正しさは問題である。

Howard W Gutman

- ・ C P の目的は法令遵守であり、組織犯罪対策そのものではない。
二つの概念が U . S にはある。
組織犯罪の民事介入について、企業の中でどのように防ぐかという問題。
組織犯罪の無関係な部分で、会社が会計・環境などの法令遵守をいかにするかという問題。

について

従前は組織犯罪に関わっている個人の犯罪検挙に焦点をあてていた。

しかし、これでは問題解決にはならず、組織の他の者が同じ犯罪を繰り返すだけである。

リコ法の違うところは、組織に焦点をあてていることであり、企業にしる、労働組合にしる、個々人を刑務所に入れるのではなく、証明ができれば労働組合となり、企業を政府が運営したり、弁護士が運営したりすることができる様にする。

- ・ 一般公開されている企業は、組織との接触の問題はあまりなく、あっても低いレベルで対応できる。

今日労働組合は、政府と対立するのではなく、法整備がしっかりしているので、政府と協調し、政府からの管理を受ける様にしている。

Jay Kelly Wright

- ・ Sarbans-Oxley 法（SO法）について

SO法は、1930年代に証券取引委員会が制定している。

企業にとって、最も劇的な法であった。

U.Sの多くの法と同じ、SO法は政策的なことを規定している。

運用は将来に任せ、証券取引委員会が将来作るということになっている。

Q 日本にもホットラインやスピークアップ制という内部告発制度があっても機能していない。マスコミ公表で発表している。

U.Sでは内部告発者が、マスコミ発表をしても保護されるか。

A はい。ウィスブロー法自体、SO法で、より保護される様になっている。

ただ、内部告発者自身が犯罪に関与している場合、内部告発者が企業秘密を漏らした場合は保護されない。

- ・ 内部告発者が訴訟を企業に起こすことはよくある。

ピーカンズ訴訟？

これは、政府と契約し、提携している企業であり、この企業が、政府に虚偽を述べている場合に訴訟が起こせる。

もし勝てば、内部告発者は、企業が政府に返還すべき金額の数%をもらえる様になっている。

- ・ SO法は、内部告発者の保護、内部告発者の苦情をいかに保護するかというところであり、ホットラインを設けるとまでは書かれていない。
- ・ 内部告発者がいつも本当のことを言っているとは限らないが、これについては、SO法は対処しておらず、ガイドラインが対応するしかない。
内部告発がなされれば調査も必要である。
- ・ 内部告発者をただ保護するだけでなく、インセンティブを与える必要がある。
訴訟の場合、内部告発者を保護するため、表紙は隠されており、政府はこれを見て訴訟を起こすか否か決め、起こして勝てば、被害額の何%かがもらえるのである。
- ・ 政府が訴訟を起こさず、個人が起こす場合、個人が政府の名で起こすのである。パーセンテージによっては、何百ドルも個人がもらえることもある。弁護士には3分の1を払う必要がある。

Q どういった理由で訴えるのか。

A 政府に虚偽を告げた場合などである。

例として、航空機製作のため1000万ドル経費がかかったのを、3000万ドルに上乗せした場合などである。

Q 行政内部にコンプライアンスプログラム(CP)があるか。

A 一般的にはある。自治体による。

バージニア州にはある。

倫理行動規範があり、マニュアルがある。

- ・ 自治体が何らかの行動規範を作り、監察官が監視している。
市には市のオーディターというものがあり、監視している。
例えば、外注で民間から賄賂をもらっていないか監視する。発見したら、連邦政府に起訴をする。
多くの政府にはホットラインがあり、不正があれば監察官、オンブズマンにも通知される。
そして、内部通報者の保護もある。
しかし、量刑ガイドラインの様な包括的なものではない。
政治的な解決で、次の選挙で落選するのが本来望ましい。

Q 企業のC Pの中で、何が一番有効か。

A SO法が規定していることは、企業のトップがレポートについて、自分はどうであると証明して、株主、取締役会に提出する必要がある、そのためには、下から情報が上がってくる過程がある。

最も効果的なことは、これに（過程の正確さ？）尽きる。

- ・ 従業員のレベルでは、内部告発者の保護、インセンティブがあることが重要である。告発しなければ告発されるということ。
- ・ 経営者レベルでは、株主代表訴訟、証券取引委員会の監視、刑事責任などである。
- ・ エンロン事件までのインセンティブは隠しておいて、しばらく待とうというものであった。？

そして、C Pを作る上では、

経営陣のトップが、会社の全員の従業員にCの重要性を示すこと
従業員がCを守っているか否か、年間の評価付に影響させること
Cを守っていない場合のペナルティーについて

Q 企業にとってCのインセンティブは明確でない場合がある（刑の軽減がない場合がある）が、それについての批判は生じないか。

Cの中味が十分か、裁判所で争われたことはないのか。

A 政府を信用できるかという問題

政府にとっては、事例を積み上げていく必要はある。

大企業としては、株主代表訴訟などにさらされるので、やらざるを得ない。

小企業でも、やるよりやった方がよいし、SO法でやらざるを得ない。

全ての刑事訴訟で、量刑ガイドラインにおいて、CPの妥当性が争われる。

- ・ CPの適正な運営性について、政府がどう見るかについて、不正時の懲戒処分、適正な従業員に対する報復をしていないかなどがポイントである。

Q 株主はCPをいつでも見れるのか。日本では社外秘となっていることが多い。

A 訴訟がない場合、通常の株主がアクセスすることはできない。

Q 量刑ガイドラインの点で、CPが適正だったので刑が下げられた具体例が、10年間に3件位あったかに思われるが、その例は分かるか。

A もっとケースは多いはずだが、具体的事例は知らない。検察と弁護士との間で交渉がなされ、その際に、CPを含め、様々な要素が考慮される。

Q 結果しか分からないということか。

A ?

Q CPがあるのに、刑が軽くされないケースというのは、そもそもCPがある企業は犯罪を犯さず、しても起訴されにくい程度のものであり、例外的に悪質な場合に軽くされないことが生じるのか。それとも要求されているCPが高すぎるためなのか。

A トンプソンメモによっても、よいCPがあっても、不正をする従業員はいる。

CPをしっかり守ろうとしていけば、軽くなる場合もあるが、トンプソンメモな

んか何くそという検事もいる。

Q 地方自治体の住民にCPは開示されるか。

A すべて情報は公開されなければならないというサンシャインロウがあり、住民は当然開示を受ける。

Lisa BDickieson

アジア ロー イニシアティブ プロジェクト役員

- ・ 旧共産国の自由化への支援

こういった国々への拠点を築き、U.Sの弁護士を派遣し、法的・技術的な援助をする。

アジア構想はスタッフも少ないが、仕事も増えている。

環境・統治・刑事弁護・法律扶助・財産の保護などを行っている。

地域全体のものとして、腐敗対策をしている。

目的はEAC OECD 腐敗防止参加国に援助をするというもの。

2001年東京にいきEAC OECDの活動をしたことがある。

もうすぐフィリピンでもプログラムを始めるが、フィリピンの中の法曹協会を統合する案も出ている。

アフガニスタンでもかなりの仕事をしている。

私達が全てのプログラムで行うことは、現場で必要なものを伝授すること、誰の案であっても実行することである。

- ・ 日本のジャイカについて学んでいる。

日本の制度は見習うべき部分が多いので、日弁連に聞いたりしている。

日本で誰に連絡すればいいか教えて欲しい。

日本の法律改正に興味を持っている。コミュニケーションをしたい。

7月24日 夜

訪米団有志のミーティング

- ・ 行政対象暴力について
現場が孤立しないようにどうフォローするか。
- ・ ホットライン、調査、処分
近江八幡市においても、コンプライアンスから議会が外されていることが問題。議会に不法勢力が圧力をかけたら、行政が結局歪められる。
企業は、そもそも利益獲得のために活動しており、行政とは別の行動原理に基づいている。不正な利益獲得活動を防止するという意義がCPにはあるが、行政が行動原理が異なるので、本来の意味でのCPが妥当するわけではない。
- ・ 岩手のテーマについて
名古屋が行政なので、カンパニーのコンプライアンスはどうか。
金融機関のコンプライアンスはどうか。サラ金などと提携している。
- ・ 大阪
ヤクザが見えにくくなっている。
これまでの対策ではなく、情報開示を求める方法について模索したい。
ヤクザを利用する側の問題 コンプライアンスの1つのテーマ

7月25日 AM

Sentencing Guideline Committee (量刑委員会)

チャールズテツラフ (法律顧問) ABAの一員

- ・ 量刑委員会について一般的理解
1984年に量刑委員会は量刑改革法の下、連邦議会によって設立された。
7人の委員で構成されている。
指名は大統領がする。任命は上議院会がする。
- ・ 現在4人の裁判官と、弁護士その他からなっている。
- ・ 量刑改革法が制定されたのは、国内で量刑が、アンバランスであったからである。

つまり例えば、カリフォルニアで2年の刑であったものが、ニューヨークでは同じ犯罪内容、前科であったにもかかわらず、6年の刑だったりすることがある。

異なるのは判事だけであり、残る条件は同じであった。

もうひとつの懸念は、パロール制であり、条件によっては刑の全てを受けなくてもいいというものであった。

量刑委員会はパロール制を廃止した。？

- ・ 委員会に任務の一つは、量刑が統一されるガイドラインを設定することである。
そして、データを収集し、ガイドラインを改変すべきか否か、チェックを入れることである。
変更が必要であると思われる時は、変更の勧告をする。
- ・ 資料は、1987年の最初のガイドラインである。

この概念は、罰則を強化する。前科前歴に重きを置くというものであった。

- ・ この1987年のガイドラインは、今だに実施されている。2001年の最新のデータでは、63人の被告人がいた。
- ・ 1987年に委員会が、ガイドラインを作成した時は、組織犯罪に対するガイドラインは後回しにするということになった。大変な手間を要したからである。
- ・ しかし、たくさん議論、努力が費やされ、外部の意見、弁護士、司法省、学者を取り入れ、1991年委員会は、ここにある本の第8章を採用した。組織犯罪に関するものである。
- ・ 組織犯罪のガイドラインは、個人とは異なる。個人は無害化であるが、組織は侵害を廃除し、将来の被害を予防するというものである。
企業を刑務所に入れることは出来ないので、企業には罰金、被害回復命令などが取り入れられた。

この委員会が採用した哲学は、アメとムチであり、ムチの部分は、もし企業が不正行為をしていた場合、金銭的な罰金、被害回復を図らせ、犯罪目的があるなら全ての資産を剥奪するというものである。

犯罪目的組織は、元々違法行為を行い、利益を上げるのであり、麻薬取引で収益を上げるというものがその典型例である。

その他普通の企業には罰金刑がある。

決定する最初の段階は、収益・被害を考慮しながら基本的な罰金額を決めることである。

それが分からない場合にはガイドラインによる。

犯罪の重篤度により基準額は決まる。

同種前科があるかどうか、司法妨害、証人威迫があったかなどが問題となってくる。

- ・ 軽減事由としては、CPが効果的であるということが示された。
また、捜査に協力し、不正行為の責任を認める。特に、事件捜査の初期の段階から。

- ・ この委員会は、CPの7つのポイントを作った。ただし、あまり評判はよろしくない。
理想的には企業に対し、CPを作成できる様にインセンティブを与えるというものであった。

- ・ CPの7つのステップ
企業が書面でしっかりとしたCPの製作なり、手続を作り上げる。
すべての従業員を対象とする。
この様な方針・手続によれば、企業が犯罪行為をできないことは当然であるが、企業が持っている文化・倫理に反することもできなくなるはずである。

- ・ 責任のある個人が全体の監視をする制度を作らなければならない。
また、例えば、詐欺などの前科のある従業員には権限を与えてはならない。

そして企業は従業員全体に対して、研修や書類で方針・手続を従業員に対して示すことが要求される。

しっかりとしたモニタリング、監視、監査の制度を作るとしても、内部通報者に対する報復をすることがないことが必要である。

CPを実行している歴史も重要である。CPを実際に行っていること。机上のものではなく。
また、ただ単に実行しているだけでなく、適切な対応ができていう歴史も必要である。

そして、ガイドラインが規定していることは、裁判所は、プロベーションを徹底できるということである。

企業CPを作ることを担保することが重要である。

訴追されたほとんどの企業には、CPはなかった。

Q CPはどこから作るか。

A 裁判所によって異なる。一般的には当事者が、相互に作り、最終的には判事の認証が必要である。監督官庁の監察官が作り、検事側が、被告人側弁護士にそれを伝え、検討される。

ガイドラインのCPに対する影響は非常に大きいですが、直接的な影響はそれ程大きくはない。

U.Sでは、訴追された企業はそれ程多くない。

2001年の訴追の数 個人63人 企業238件

1991年に組織のガイドラインができてからは、1500件であった。

2001年の238件の訴追数中、186件は罰金であった。

- ・ 組織犯罪のガイドラインの目的は、なされた被害を是正するものあり、判事は、被害回復命令を出すことができる。
- ・ 興味深いことに、最近の訴追される企業数は下がっているが、罰金額は上がっている。
- ・ 1991年までの3年間の平均罰金額は、167,000ドルであったが、1999年までの3年間は、330万ドルであった。
その内、30%が詐欺で最も多く、次に多いのは環境に関する犯罪である。

しかし、ほとんどのタイプは、ガイドラインにあてはまらないことに留意は必要である。

環境に関するもの

民事介入暴力に関するもの

国家防衛に関するものなど

その他

どうしてこういったものが含まれないかというと、政策的なものだからである。

しかし、組織犯罪について、なるべくガイドラインに含ませていきたいと考えている。

- ・ 企業が有罪告発をする率 92%
- 個人が 97%

- ・ アメのアプローチについて

企業がインセンティブを持ちながら不正行為を是正し、捜査に協力し、CPを取り入れる事が望ましい。

協力への方向は進んでおり、約50%の企業が経験している。

しかし、2001年の238件のケースは、CPが効果的であったということとで軽減されたものはない。

しかし、ガイドラインができてから、1500件中3件が効果的なCPがあるという理由で軽減されている。

- ・ そこで私達の委員の一人が言ったことであるが、この組織ガイドラインの意図が、企業にCPを作ることインセンティブとして与えるということの意味は失われているか、それともCPを持っている企業は元々連邦の犯罪をしないということなら、大変成功していると言える。

- ・ 組織ガイドラインの直接の影響はあまり影響はなかったが、間接的な影響はかなりあったということになる。

私達は、企業文化に倫理的な行動規範を企業内部で取り入れようという気運をさせたという自負はある。

- ・ 今、U.Sでは、Cの中に責任をもつオフィサーが出てきて、弁護士やコン

サルタントがアドバイスするという業態が生まれつつある。

政府の法の執行という点で、ガイドラインの7つのステップは効果的に利用されている。

- ・ 私は元連邦検察官であったが、私達は企業がC Pを持っているという点を考慮して、刑に基準を決める。
- ・ 1991年から司法省は、公共事業を刑事訴追するか否かの判断材料としている。
ただ単に、企業がC Pを持っているか否かだけでなく、C Pの内容、実施度なども考慮する。

Q 民事か刑事かでの違い、C Pとの関係

A 刑事事件として企業が訴追されたのは、238件であり、少ないが、政府が取ったアクションは民事かも知れない。

被害額の3倍の賠償命令が出ていたかも知れない。

金銭的な罰金に加え、企業がC Pを作成する、必ずするという約束を民事上取り付けることがある。

インテグリティー アゴー アグリーメントと言う。

- ・ 例えば病院で医療関係の詐欺が行われていた場合、刑事的でなく民事的に、罰金と被害回復をさせ、C Pを採択させるという同意をさせ、和解をするというものがある。
- ・ 企業で政府からの委任を受ける場合、全ての規制、規則を遵守することが重要であり、反すれば委任、受注が取り消され、将来的に受けられなくなる可能性がある。

Q 組織体に対するガイドラインが判定して10年になるが、成功しているか。

A 非常に成功している。

エンロンや他のケースで、委員会としては組織のC Pのガイドラインについても

う一度評価し直そうとし、諮問委員16人(司法省、弁護士など)に、企業のガイドラインを作成する様依頼し、その報告期限が、今年の11月である。

Q CPについての導入のために、ガイドラインは、どの程度のインセンティブとなっているか。

A 分からない。

ただ、CPは拡がっており一般化しつつある。

- ・ 238件の企業しか刑事訴追されていないという表現をしたが、誤解されるかも知れない。

ここには小企業のみを挙げており、連邦訴追されているものは個人の訴追であり、ついで企業も被告人となる。

検察側が、一番の犯罪抑止になると考えているのは、誰かを刑務所に入れることであり、代表者などを刑務所に入れれば抑止力が最も強い。
ついで企業となる。

- ・ 最初の質問の戻るが、成功とは何なのか。

抑止されれば成功か。企業にCPを採択させたとかが成功か。

CPを多く採択させたという自負はある。

Q 罰金のガイドラインの7つのステップは、評判が悪いということだが、どの点で評判が悪いのか。

A 通訳上の間違いであり、よく知られているということである。

どのような形でも、企業が誠実でよくなる形なら一般人は支持をする。

Q 7つのステップは抽象的だが、より具体化すべきであるという声はないのか。

A その批判は多くあった。

7つのステップの具体化を諮問委員会に要請しているところである。

ただバランス上、どんな企業にも適合する様に普遍化されていなければならない。
企業によって異なってくる。

個々の監督官庁から、例えば医療なら厚生省から指導してもらう。

Q 判決前調査は企業の場合、誰がやるか。

A 個人と同じ、プロベーションオフィサーがいる。

判決前調査のレポートは、個人と同じくプロベーションオフィサーがやる。

例えば被害回復命令が出る場合、支払ができるか、CPが実施されているか調べる。

裁判官は、場合により罰金を減免する。

プロベーションオフィサーに対し、判決前調査を行うための情報は、検事、弁護士の双方から提供される。

Q プロベーションオフィサーのかわりに、弁護士や会計士にその職務を代行する例はないのか。

A その例は知らない。

ただ、複雑な部分の分析をするために、する可能性がある。

Q 企業に対するプロベーションについて

プロベーションオフィサーは少年と同じプロベーションオフィサーか。

A プロベーションオフィサーは同じである。

企業に条件が付けられ、企業はプロベーションオフィサーと裁判所に定期的に報告する。

例えば、CPを作るなら、その内容や実施状況、その他条件が付くことがあり、例えば、企業に対して、州、市、連邦に苦情がないことなどである。

Q プロベーションオフィサーは少年向と企業向に分けられないのか。

企業向けプロベーションオフィサーには、弁護士が採用されることはないのか。

A プロベーションオフィサーの学歴や、バックグラウンドは人それぞれである。

特に企業用のプロベーションオフィサーを雇うということはない。

企業向と個人向に分かれてはいない。

あるプロベーションオフィサーは、薬物犯を多くやるとか、あるプロベーション

オフィサーは、ホワイトカラー犯罪を多くやっているということはある。
弁護士の資格を兼ね備えている人も多くいる。

Q 企業に特別な条件をだす場合、その命令は包括的なものか、具体的なものか。

A 一般的には命令は包括的なものである。

典型的なものとして、CPを作りなさいというもの。プロベーションオフィサーが納得できるもので、医療であるなら厚生省の観察官から様々な指示が出る。企業の弁護士からも意見が出る。

プロベーションオフィサーが判断困難な場合には、判事の判断によることになる。
そこまで行く例はまれである。

Q 判決前に話しがつくので、判決内容は知りづらだろうか。

判決の具体例を教えてもらえないだろうか。

A 思いつくケースはない。

ここで扱っているものは、守秘義務がある。個人が誰かと分かる様な条項が含まれている場合などは出せない。

- ・ 判決前報告にも守秘義務があり、誰か分かるものには黒塗りをする。
- ・ 見つけるためには、非常に時間がかかる。

Q 組織に対するガイドラインとしての課題として、最も重要なものは何か。

A 政府が企業に対して企業内で犯罪行為が行われている場合に、情報を提供せよと言っても、企業は潔しとしない。

出したら民間の当事者、被害者から訴訟を提起され、企業が不利益を受ける心配がある。

将来の免責を条件として、提供させるということも考えられる。

7月25日 PM

Fannie Mae Legal Department

(住宅ローンを証券化している大手民間企業)

Fannie Mae Legal Department (F.M)は、1938年に政府機関として、住宅金融を提供していたが、1960年代に入り民営化されている。

しかし政府から色々な指命、低所得者に住宅を供給できるように命じられている金融機関である。

資産ベースでは、U.Sで2位。消費者に対して直接貸すわけではなく、銀行等金融機関を通じて貸す。

4000~5000の金融機関を取引先としている。

規模、NBS発行1.7兆分あり、U.Sの中でも大きな地位を占めている。

F.Mの収益性について、一番高いところはハンマー債券の部分である？

F.M目的で兆ドルの提供

コーポレートガバナンス(CG)担当者の話

コンプライアンスの4つの枝

公的基準の設定

従業員への教育・研修

Cをするためのモニタリングをする。苦情処理など。

適切な行動を取ることを実施し、従業員が不正行動をしていれば解雇する。違反の原因となったプロセスを是正する。

そして、C.C CGのオフィスのやっていることは単純に見えるが、たくさんのことを扱っている。

刑事責任、民事責任、CGなどを扱っている。

評判も重要で、一般人にF.Mの高評価を得られる様にする必要がある。

刑 事

反トラスト法

証券業法

M . L

民 事

知的所有権全般

従業員が正しく公正に扱われているか。

政府との取引で虚偽がないか。

CGの所で、倫理規定、倫理基準を守らなければならない、資産・財産の運用書類・記録などを整える。

- ・ 企業スキャンダルが起こっているが、F . Mでは絶対ない様にしている。

スコット氏の話（F . Mの法律顧問）

- ・ CGについて、U . S全体について、F . Mが特に気をつけていること。
企業は株主によって所有されており、経営は取締役会がしている。
取締役会と投資家の関係をシステム オブ チェック アンド バランスと呼んでいる。

別々の国々が独自のCGを持っている。

もともとCGは州法のレベルであり、州法の会社法で決められていた。

2002年のエンロンなど、色々な不正により色々な法律が制定された。

SO法

|

CGについて色々な規制をしている。

SO法は、証券取引委員会に対してCGを作るよう要請している。

証券取引所とナスダックに関するそれぞれの規則の規定している。

いろいろな法、規則により上場企業は色々な点で遵守事項が多い。

- ・ 過去1年～1年半の間に採択した新しいCGの規則について、F . Mが何を

やっているか証明する。

S O法につき、

法務部の人間が機能を越えたジャンルのチームを作っている。

このチームがかなりの時間を使い、規則を検討した。

我々は、新しくすべき所につき、それに関連している部署と検討して、新しい規則を守る様にした。

我々が、C Gの規則の下ですべきプログラムが分かり作成した後は、従業員及び経営陣に新たな教育をした。

モニカ氏の話

3名協力しながらチームワークでやっている。

C Gについて具体的な話。

改善策の一つ S E Cの登録

F . Mはユニークな存在であり、S E C（証券取引所）に登録の必要はないにもかかわらず、した。義務ではないが。

|

ただ、透明性を高め、企業性を高めるためにである。

Fannie Mae's Governance Improvements に書いてある

Voluntarily BecameanSECRegistrant

Corporate Governance Benchmarking Study

Strengthened Board Committee Charters

Expanded(1)Code of BusinessConduct

and Ethics and (2)Conflict of Interent

PolicyforBoard Members

は、義務ではないが自主的にやっている。

我々がやっている改善について列挙するが、これは法律上改正もあったし、必要があると感じられたから。

ベンチマークの調査

|

取締役会の一つの委員会がやったことだが、外部の弁護士を雇い、CGのみに焦点をあてベンチマークをした。

|

その結果、監査？委員会がもっと活発になるべきということになった。

チャーター（Charters）を書き直した。

取締役会、取締役、経営陣の利益相反の問題が出てくるのがわかったので、より厳格な行動規範を作ることが必要となり、これを強化した。

全ての部門に共通するガイドラインを作った。

そして変えたことは、取締役は外部の会社と無関係な独立した取締役が大多数でなければならないこと。

ルールを多く変え、株主が取締役の指名をすることができるようにし、株主が取締役に影響を持ちうるようにした。

取締役の資格要件を変え、自動的に再任されるのではなく、再選任？が必要で、またたくさんの会社の取締役にならないようにした。任務が全うできないので。

株主と一般の人達とのコミュニケーションを密に図るため、ウェブサイトでガバナンスについて公開。

ウェブサイトの中のボードの取締役委員会、取締役、監査委員会に対するメールボックスを作り、直接株主が連絡できるようにした。

年1回の株主総会について、外からアクセスできるようにした。

株主が、直接CEO（最高経営責任者）CEOガバナンスについて答えられるようにした。

株主は報酬の一部として、株を受け取ることができることを承認した。

社外取締役がリードできるミーティングを作り、ミーティングは執行セクション

であり、経営者は参加していない。

年1回の取締役会自身が、パフォーマンスの自己評価をしており、会社も支援している。

特にうれしいのは、部下、スタッフが増え、CGの仕事を高める様になってきていることである。

結局、非常によくCG、CCにつきよいフィードバックを受けている。

CGの企業について、見ている会社がたくさんある。成績表をつける。

たくさんのよい評判を受けたが、取締役会は、利害当事者をよく扱っていると評価された。

C.C、C Librecy について、全国的雑誌で紹介された。

今ここで振り返ると、多くの努力を費やしており、トップから始められ、下の方にも浸透している。

色々なスキャンダルが起こる前から、F.MはCGについて先進的であったが、今後も高いレベルで頑張りたいと思っている。

経営陣も取締役会も、G.C(ガバナンス・コーポルト)について

色々な改善を加えてきた結果、株主に責任が取れ、対応ができ、ずっとよい会社になった。

Q F.MがCGを進めるにあたり、ビジネス上有利な点があったか。

|

Q 量刑ガイドラインにより、CGを進めたが、F.M創設以来、Cを目標としてきた。

|

F . Mは資本市場で活躍する以上、透明性、高潔性が必要で、投資を得るためにはC Gを積極的に進める必要がある。

また、訴訟や捜査、報道を避けるというネガティブな面でも重要である。

Q どこまでやるかは費用の問題もあるが、どんな基準で決めているのか。

A F . Mはかなりの資源をCに使うことに費やしている。私の部署にも他に4人弁護士がいる。その他、C . C、C Gのためにかかなりの費用を使っている。

モニカが先程言ったが、私達が最低基準以上を目指しており、ベストプラクティスを目指している。

提案だけでも、実施していなくても、一番厳しいものを目指す。

例えば、行動規範を採用し、これを示し、すべての従業員が会社に対し、これに則っていることを証明するということをさせられている。

自分の部下についても、行動規範に違反している者がいないことを証明しないといけない。

Q 女性中心の経営か。

A 成功している理由は正にそうである。

F . Mは多様性の重きを置いており、会長はアフリカ系U . S人。経営陣にも女性が多い。

法務部の弁護士の50%は女性

1 / 4は現地のマイノリティー

Q 量刑ガイドラインの制定前後で、C Dの作成状況は違ってきているか

A 1991年と2003年との間で、C Eについて大きな違いがある。

一般人も不正を許さないという気持ちが高まっている。

従業員4000人中、弁護士はF . Mに100人以上いるが、C専門職員も増えてきている。

付け加えるなら、我々は弁護士だが、ビジネス部、業務部の人達の態度が変わり、厳しくなっている。

7 / 2 5 P M

合衆国連邦裁判所 ベーフック地区裁判所 判事リチャードロバーツ

・ トライアル裁判所であり、上訴裁判所ではない。

刑事裁判は、私のディスクリクトコートでされる。

15人の判事がいる。

・ 個人、組織、企業が有罪判決される場合、それについて審査することになっている。

・ プロベーションオフィスのスーパーバイザーであるスーザンシートーパイユ (S . S e t o . P i k e) 女史も一緒に嬉しい。

・ 今日は皆様の質問に出来るだけ答えたいと思っている。

・ スーザン

私たちのオフィスは、判決前調査をしている。

Q 1991年に量刑ガイダンスができてから、企業の犯罪に対する取り組みは変わったか。

A 変化があった。

1994年に量刑ガイダンスができた動機は、二つあり、

ある政治的理念に基づく 人たちは、凶悪犯により重罰を望んでいた。

反対側の政治理念の人たちは、ホワイトカラー犯罪に対して厳しく望んでいた。

・ その解決策は、裁判所が刑を下す際、裁量を少なくするというものであって、ガイダンスに沿って、判決するというものであった。

ガイダンスができる前の、有罪判決の内容は、甘すぎるというも見方があった。

罰金が科せられたとしても、金を払えば終わりという風潮があった。

更生のための動機は薄かった。

・ この量刑ガイダンスにより、企業犯罪への公平な量刑が出されることになっただけでなく、企業自体及び従業員の行動を改善するという意味で、意義があった。

このガイダンスのおかげで企業は、弁護士を雇いどのように企業の体質をよくすべきかアドバイスをしてもらい、従業員も犯罪をしないようにアドバイスを受

けることが、できる様になった。

この様な共通点は、いままで無かったことであり、CGというのは、とても意義を持っている。

判事は、CGからくる良い点について、インセンティブを持っている。

Q 量刑ガイダンスにおいて不都合な点はあるか。

A 麻薬については、改善の余地がある。

量刑を出す際、粒状化のコカインと、クラック化したコカインとでは、刑に差がありすぎる。

クラック化したコカインを売った罪がすごく刑が重い。

Q 企業に対しての量刑ガイダンスはどうか。

最近大きな事件があったが、重罰化の傾向がある。罰金や誓約について

・量刑ガイダンスを修正するには量刑委員会の承認が必要である。

修正は一年に一度ある。

Q 企業、組織に対する量刑が厳しくなっているが、制裁と、更生という刑の機能に置いて、罰金、プロベーションなどの刑罰により、目的を達していると思うか。

A 現在の量刑ガイダンスは、今言った目的達成のためにある。このガイダンスのやり方は、有罪判決が出て量刑がされた結果、その後どうなるか調査することが重要で、その刑でよかったか、確認することが必要である。

量刑ガイダンス上、その刑でよかったか確認することが必要である。

改善の余地がどこにあるか見ていくものである。

Q 企業の犯罪の場合に、従業員、経営者、企業自体の処罰の内容でどれが一番効果的であると思うか。

A ケースバイケースである。弁護士はそう答えるのは普通であるが、従業員が犯罪を犯した場合、従業員のための意図に基づいてした時は、従業員のみが処罰されるべきである。

しかし、もし、従業員であっても従業員達が、長い間同じ事をし続けており、それを黙認していた、企業が利益を得ていた、予防措置を講じなかったなどの場合には、検事は裁量を行使して、企業自体も訴追するであろう。

Q プロベーションについて

日本では保護観察所は、法務省に属しているが、USでは、裁判所に属しているか。

A そう。

Q 刑の執行は、三権分立上行政の仕事ではないか。

A 一般的にはそうである。

刑務所に服役という場合には、司法省刑務所局が行う。

しかし、プロベーションの判決を受けた場合、服役後保護観察の元で、刑務所外に出ている場合、裁判所の監督下となることになっている。よってプロベーションオフィスが行う。

その理論としては、プロベーションが量刑として出された場合、刑務所に入らなくて済むというチャンスがあり、プロベーションが出されれば、社会復帰のための第一歩ということになる。？

Q プロベーションオフィスが、企業のプロベーションについても実施している様だが、少年や薬物犯罪者ではなく、企業となったことでとまどいはなかったか。

A とまどいはあった。

人でなく、企業となると人と人とのコンタクトがなくなってしまう。

ただ、スーパーバイズする場合、企業の特定の人を対象とすることになる。

Q ガイドライン制定前に企業犯罪を扱ったことはあるか。

A 私が判事をしてからは、ガイドライン前のケースを行ったことはない。

Q ガイドライン制定後はどうか。

A 二つのものは扱ったことがある。

もともとこの地区ではほとんどない。二件しかやっていない。

一件目は司法取引で有罪答弁

二件目は係争中

Q 一件目の場合、裁判官は関与するか。

A 同意をする時、交渉に関与しない、してはいけないことになっている。

検事と弁護士との交渉のみである。

・一つの例外だが、連邦の刑事（アトニー？）としてある案で判断してほしいという提案が示されることがあるが、裁判官には拒否する権利がある。

・4－5年前の事例は、当事者は満足した記憶はあるが、よく覚えていない。

Q 裁判官はNYで、アシスタント、US、アトニーとして有罪答弁をしたことがあるはずだが、それはどうであっか。？

A 企業に対する有罪答弁ではなかった。

Q 有罪答弁する際、レシーバーを採用することはあるが、それは、誰が提案するのか。

プロベーションオフィサーか、裁判官か。

A 通常判事か、プロベーションオフィサーかどちらかが決めるが、レシーバー案を検事か弁護士（当事者）から出してもらって、最後は裁判官が決める。

Q レシーバーに資格要件はあるか。

A 弁護士とか会計士とかに限られない。企業全体を見渡せることが重要である。

Q 裁判所がプロベーションする際、実際に監視するだけでなく、オペレーションするケースはあるか。

A プロベーションオフィサーは、経営には一切タッチしない。経営責任者がプロベーションオフィサーに報告することはある。

Q レシーバーが、経営に関与することはあるのか。あるとしたらどんなケースか。

A 一つのケースでは、家族で事業を営んでいた時、事業をたたんでしまい、レシーバーが資産を配分した。

民事訴訟の過程で、レシーバーを頼みたいという意見が出た。

・刑事の場合でも、企業が有罪となり、これ以上やっていけない場合、レシーバーが負債を返し、資産を分配するということがある。